

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成19年5月29日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第12号

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告等の要求の手続)

第2条 法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第1号の報告等要求書により行うものとする。

(証明書の様式)

第3条 法第13条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式第2号の身分証明書のとおりとする。

(指示の手続)

第4条 法第14条の規定による指示は、別記様式第3号の指示書により行うものとする。

(営業の停止命令の手続)

第5条 法第15条第1項の規定による探偵業の業務に係る営業の全部又は一部の停止の命令は、別記様式第4号の営業停止命令書により行うものとする。

(営業の廃止命令の手続)

第6条 法第15条第2項の規定による営業の廃止の命令は、別記様式第5号の営業廃止命令書により行うものとする。

(警察本部長への委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、第1条に規定する法令及びこの規則の実施のため必要な事項は、香川県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

報 告 等 要 求 書

第 年 月 日

住 所

商号、名称又は氏名 殿

香川県公安委員会



探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求める。

報告又は資料の提出を求める事項	
報告又は資料の提出期限	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（表面）

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写真

官 職

氏 名

上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。

年 月 日

香川県公安委員会 印

5.4センチメートル

（裏面）

探偵業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（1）～（4） 略

（5） 第13条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別記様式第3号（第4条関係）

指 示 書

第 年 月 号 日

住 所

商号、名称又は氏名 殿

香川県公安委員会



探偵業の業務の適正化に関する法律第14条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第5条関係）

営 業 停 止 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所

商号、名称又は氏名 殿

香川県公安委員会



探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処分の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第6条関係）

営 業 廃 止 命 令 書

第 年 月 号 日

住 所

商号、名称又は氏名 殿

香川県公安委員会



探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

商号、名称又は氏名	
住 所	
代 表 者 の 氏 名	
処 分 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。